

医療費の負担が変わります!

●今回の改正のポイント

3歳未満の乳幼児の医療費の負担が2割になります。

これまでより負担が軽いね。安心だわ。

高額療養費の自己負担限度額が変わります。

エッ! どう変わるの?

変わる!

70歳の誕生日が10月1日なんだがどうなるんじや?

10月1日より**老人保健制度の対象となる年齢が、70歳から75歳**になります。

今までよりもお金がかかるかしら?

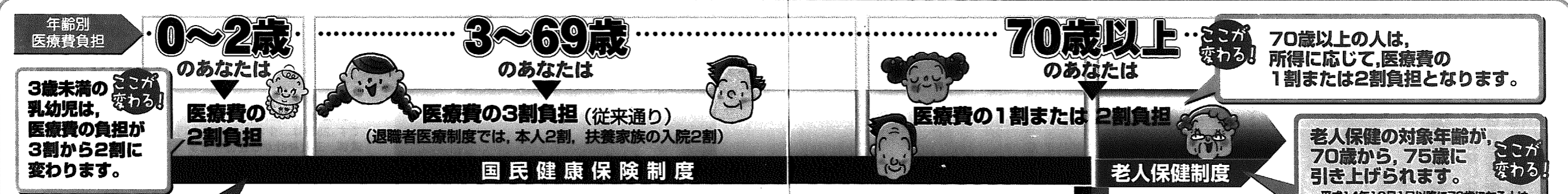
70歳以上の高齢者の医療費の負担が1割または2割になります。

住民課・国保老保係 ☎ 82-5712

老人保健の医療受給者証が新しくなります

老人保健で医療を受けるときに病院の窓口で提出する「医療受給者証」が新しくなります。お医者さんの窓口で支払う自己負担（1割または2割）に応じた医療受給者証になります。以前のものは使えませんのでご注意ください。

- 新しい医療受給者証は9月下旬に郵送します。
- 古い医療受給者証は、同封の返信用封筒で役場へ返送してください。



ここが変わる! 高額療養費の限度額が、一部変わります。

高額療養費の自己負担限度額

医療費の負担が下表の限度額を超えたとき、申請により、超えた分の払い戻しが受けられます。
※該当する場合は、住民課窓口で申請をしてください。(月額)

住民税課税世帯	上位所得者	139,900円 さらに、実際にかかった医療費が699,000円を超えた場合には、超えた分の1%の額を加えます。
	上位所得者以外の人(一般)	72,300円 さらに、実際にかかった医療費が361,500円を超えた場合には、超えた分の1%の額を加えます。
住民税非課税世帯等の人		35,400円

※上位所得者とは、基礎控除後の総所得金額等が670万円を超える世帯の人をいいます。

4回目以降の自己負担限度額

同じ世帯で12か月間に4回以上、高額療養費の支給を受ける場合、4回目からは限度額が下がります(多数該当)。(月額)

住民税課税世帯	上位所得者	77,700円
	上位所得者以外の人(一般)	40,200円
住民税非課税世帯等の人		24,600円

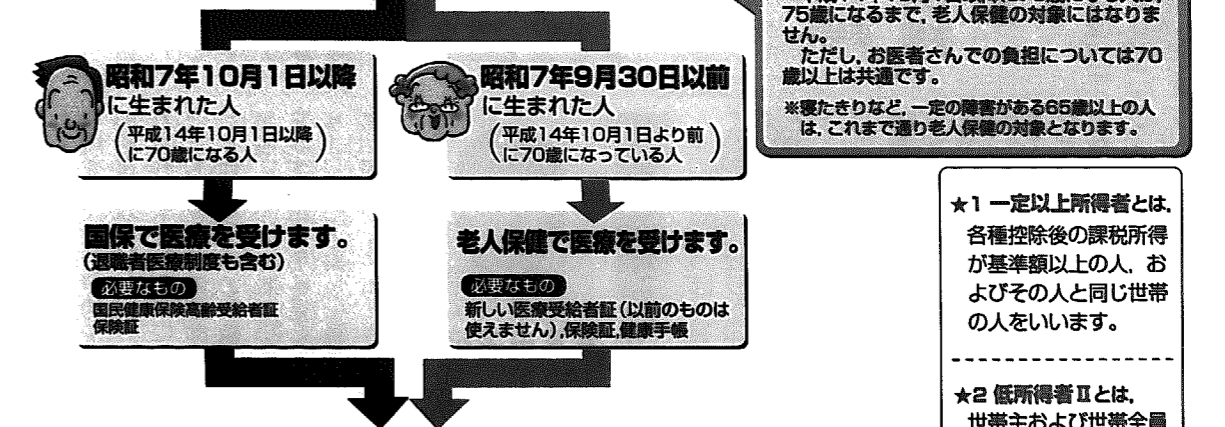
高額療養費の計算例 Aさん一家は、1か月間に、これだけお医者さんにかかりました。この場合、払い戻される額は?

Aさん 国保 42歳 上位所得者以外該当 入院 60,000円	父 国保(老人保健対象外)70歳 一般該当 外来 20,000円	母 国保(老人保健対象外)70歳 一般該当 外来 25,000円 入院 40,000円
------------------------------------------	-------------------------------------------	------------------------------------------------------

- まず、70歳以上の人の外来分について、払い戻される額をそれぞれ計算。
 20,000円-12,000円=8,000円 (外来負担) (外来限度額) (払い戻される額)
- 次に、70歳以上の人の、入院を含めた負担額の合計から、払い戻される額を計算。
 [12,000円]+[12,000円+40,000円]=64,000円 (外来限度額) (外来限度額) (入院負担) (両親負担計)
 64,000円-40,200円=23,800円 (両親負担計) (世帯限度額) (払い戻される額)
- さらに、70歳未満の人の分も含めた、世帯全体の負担額の合計から、払い戻される額を計算。
 (※21,000円以上の一部負担金が、合算の対象になります。)
 世帯の負担合計は [60,000円]+[40,200円]=100,200円 (Aさんの入院負担) (両親の負担額) (世帯負担計)
 100,200円-[72,300円+(1,050,000円-361,500円)×1%]=21,015円 (世帯負担計) (世帯限度額) (払い戻される額)

実際にかった医療費は、Aさん(3割負担)入院 60,000円+3×10=200,000円 父(1割負担)外来 20,000円+1×10=200,000円 母(1割負担)外来 25,000円+1×10=250,000円 入院 40,000円+1×10=400,000円 合計は 1,050,000円

この世帯全体で払い戻される額は、**44,800円+21,015円=65,815円**



70歳以上の人の医療費負担(共通)

- 所得に応じて医療費を負担します。
- 医療費の負担が下表の限度額を超えたとき、申請により超えた分の払い戻しが受けられます(国保：高額療養費の支給、老人保健：高額医療費の支給)。

所得段階	一定以上所得者*1		低所得者	
	一般	II*2	I*3	
医療費の負担	2割		1割	
外来限度額(個人ごとに計算)	40,200円	12,000円	8,000円	
入院および世帯の限度額	72,300円+[(実際にかった医療費-361,500円)×1%](40,200円)*	40,200円	24,600円	15,000円

*()内は、12か月間に4回以上高額療養費または高額医療費の支給を受ける場合(多数該当)の4回目からの限度額です。

★1 一定以上所得者とは、各種控除後の課税所得が基準額以上の人、およびその人と同じ世帯の人をいいます。

★2 低所得者IIとは、世帯主および世帯全員が住民税非課税の人をいいます。

★3 低所得者Iとは、世帯主および世帯全員が住民税非課税で、かつ、各種所得等から必要経費・控除を差し引いた所得が0円となる世帯に属する人をいいます。